

# みんなで加入 みんなが安心

皆様に支えられ50余年、  
長野県民交通災害共済は、  
これからも交通事故の被災者のために  
助け合いの輪を広げます。

〈お問合せは〉お住まいの市役所担当窓口へ

## 窓口一覧

- |   |   |   |
|---|---|---|
| ◆松本市役所 地域づくり課<br>(0263)34-3280 (直通)         | ◆小諸市役所 生活環境課<br>(0267)22-1700 (内線2275)  | ◆飯山市役所 市民環境課<br>(0269)67-0726 (直通)        |
| ◆上田市役所 生活環境課<br>(0268)22-4140 (直通)          | ◆伊那市役所 生活環境課<br>(0265)78-4111 (内線2216)  | ◆茅野市役所 市民課<br>(0266)72-2101 (内線255)       |
| ◆岡谷市役所 市民生活課<br>(0266)23-4811 (内線1166・1172) | ◆駒ヶ根市役所 危機管理課<br>(0265)83-2111 (内線222)  | ◆塩尻市役所 地域振興課<br>(0263)52-0280 (内線1151)    |
| ◆飯田市役所 危機管理室<br>(0265)22-4511 (内線2435)      | ◆中野市役所 市民課<br>(0269)22-2111 (内線238)     | ◆佐久市役所 生活環境課<br>(0267)62-2111 (内線343・332) |
| ◆須坂市役所 市民課<br>(026)245-1400 (内線3240・3248)   | ◆大町市役所 市民課<br>(0261)22-0420 (内線463・464) | ◆千曲市役所 生活安全課<br>(026)273-1111 (内線2241)    |



「自治会・町内会」等  
役員の皆様へ  
ご協力をよろしくお願いいたします。

# 長野県民交通災害共済

年会費 1人 400円

見舞金 2万円 [実入院  
実通院 2日] ~ 最高 100万円

長野県民交通災害共済組合  
(この事業は県内15市で構成する当組合が運営しています)



## 『長野県民交通災害共済』って何？

県内15の市\*が共同で行っている事業で、  
思いがけず交通事故にあわれた方々に見舞金を  
差し上げるという助け合いの制度です。



この共済は、日本が車社会となり交通事故  
が増加した昭和43年(1968年)に被災者救済の  
ため、同じ共済制度の実施を計画していた  
県内の市が集まり設立されました。現在では、  
15の市が共同で行っています。(その事務は、  
地方自治法に基づく特別地方公共団体である  
長野県民交通災害共済組合が運営し、市と  
協力して行っています。)

この共済には、15市の市民であれば、どなた  
でも加入することができ、そして、会費を納め  
て会員になった方が、**万一交通事故にあい  
負傷されたときに、会員一人ひとりの助け合  
いのもと、お見舞金を差し上げる制度です。**

この助け合いの制度は、住民の生活の安  
定と福祉の増進に役立つことを目的としてい  
ます。

※15市



令和元年度は、会員数は61万9,116人で、  
**2人に1人**以上の方が加入されました。

また、自動車や自転車などの交通事故に対して、  
1,873件、1億808万円(1件当たり5万7,704円)の  
お見舞金をお支払いしました。



## 民間の自動車保険に 加入しているから入らなくていい？

この共済は、自動車保険とは異なります。  
助け合いの制度であることにご理解をいただき、  
ご加入をお願いします。



自動車保険は車を運転する方の万一の補償ですが、この共済は、こどもからお年  
寄りまで、どなたでも少額の会費で加入でき、自動車だけでなく、自転車等の交通  
事故で負傷された方にも、お見舞金を差し上げる助け合いの制度です。



## なぜ自治会や町内会の協力が必要なの？

少額の会費で充実した見舞金制度を  
維持するためです。



自治会や町内会の役員の皆様のご協力により、共済は身近なものとなり、住民  
の誰もが加入しやすくなりますので、より多くの方に加入いただくことができます。

そのため、一人ひとり年400円という少額の会費であっても、交通事故にあい  
負傷された方に対し、できるだけ多くのお見舞金を差し上げることができます。

**会費400円での運営を維持し、一人でも多くの方を救済するためにも、  
皆様のご協力がぜひ必要ですので、今後ともご協力をお願いします。**

(ご協力いただいた自治会各位には、手数料等をお支払いしております。)



- 事業内容など、詳しくは戸別配布のチラシをご覧ください。
- 会員から共済見舞金請求手続きについて相談を受けた場合は、請求者ご本人から直接、市役所へお問合せ  
くださいますようお願いいたします。

みんなで加入 みんなが安心

